

令和2年度より国民健康保険税の税率・税額が変わります！

平成30年度から、沖縄県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、将来的には国保税率の県内統一化が予定されております。それに先立ち、税率の急激な変動をさけるため、また恒常的な赤字財政が続いている国民健康保険特別会計の赤字抑制を図る必要があるため、令和2年度より国民健康保険税の税率を一部改正することとなりました。

市民の皆様のご理解とご協力よろしく申し上げます。

【税率改正の概要】

● 令和2年度以降の税率・税額内訳

内 訳	所得割	均等割	平等割
医療分	6.77% (6.63%)	16,100円 (14,300円)	22,300円 (19,500円)
後期高齢者支援分	2.46% (2.75%)	5,600円 (5,200円)	7,900円 (7,100円)
介護分 (40歳以上65歳未満の方)	2.47% (1.62%)	5,800円 (3,900円)	7,600円 (5,100円)

※ () は改正前の税率・税額となります。

国民健康保険税の賦課限度額の見直しと 低所得者に係る保険税軽減の拡充が図られます！

地方税法等の改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保および低所得者層の保険税負担の適正化を図るため、医療分と介護分の限度額が引き上がるとともに、低所得者に対する国保税軽減措置が拡充されます。

1 賦課限度額の引き上げについて

	平成31年度賦課限度額	令和2年度賦課限度額
医療分	610,000円	630,000円
後期高齢者支援分	190,000円	190,000円
介護分 (40歳以上65歳未満の方)	160,000円	170,000円
合計	960,000円	990,000円

2 低所得者に対する国保税軽減措置の拡充について

世帯主と被保険者の前年所得の合計額が、一定額以下の世帯に対して均等割および平等割の税額の負担を軽減される対象が下記のとおり拡大されます。

	平成31年度まで	令和2年度から
7割軽減判定基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減判定基準額	33万円+28万円×(被保険者数)	33万円+28.5万円×(被保険者数)
2割軽減判定基準額	33万円+51万円×(被保険者数)	33万円+52万円×(被保険者数)

お問合せ 国民健康保険課 ☎ 893-4411
保険税係 内線141~145・237 後期高齢者医療係 内線146・152



7月から国民健康保険税・後期高齢者 医療保険料の納付が始まります！



令和2年度の国民健康保険税の納付は、翌年2月までの8期払い、後期高齢者医療保険料の納付は翌年3月までの9期払いです。保険税・保険料の納付につきましては、指定金融機関および全国のコンビニエンスストアで納めることができます。納期限までに納付しない場合、督促手数料および延滞金が加算されますので、お早めに納付してください。国民健康保険税、後期高齢者医療保険料に関するご相談等につきましては、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

※令和2年度(令和元年収入分)の申告はお済みでしょうか。申告がまだお済みでない世帯については、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減や、入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。

安心便利な口座振替を!!

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れの心配がなくなり、納期のたびに金融機関などに行く手間も省け大変便利です。また、口座振替を登録すると、翌年度以降も自動的に継続されますので、安心・便利な口座振替をお勧めいたします。

納付相談はお早めに!!

病気や失業などの事情により納期限までに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を納付できない場合は納付相談を承りますので、窓口までご来所ください。

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- ② 失業等により生活が困難になったとき
- ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- ④ 災害(火災・風水害)により住宅等に損害を受けたとき

新型コロナ関連

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる場合があります。
また被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、労務に服することができず、給与等が支給されない場合、傷病手当金が支給される場合があります。
詳しくは、市ホームページまたは国民健康保険課までお問合せください。

令和2年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納期カレンダー

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
納期限 口座振替日	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	※	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)

※12月の納期は28日(月)です。また、口座振替日は25日(金)になります。

令和2年度より後期高齢者医療保険料の 「所得割率」「賦課限度額」が改正されました！

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者が均等に負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となり、後期高齢者医療広域連合ごとに決められます。

保険料を算定するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、2年毎に見直しを行うこととなり、令和2年度及び令和3年度の所得割率が、**昨年度の8.80%から8.88%に改正**されました。

また、令和2年度は**賦課限度額(保険料の上限額)が昨年度の62万円から64万円へ**見直されています。

$$\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{1人あたりの保険料} \end{array} = \begin{array}{c} \text{48,440円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{基礎控除(33万円)後の総所得金額等} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{所得割率} \\ \text{8.88\%} \end{array}$$